企業会計基準委員会 御中

公認会計士 岩谷誠治

「収益認識に関する論点の整理」に関する意見

【論点 B】複数要素契約

(質問 11)

このような提案に賛成しますか。

(コメント)

賛成しない。

契約上の義務のうち、附随的な義務については別途引当金で対応できる旨を明記すべきである。

(理由)

支配の移転時期だけを判断基準として取引を細分化することは、企業に多大な業務負荷を生じさせる。

特に、請求書及び領収書等を基本的な取引単位と考えている現行消費税法(参考:消費税法個別通達「事業者が消費者に対して価格を表示する場合の取扱い及び課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置の取扱いについて」10等)との整合性を維持することが著しく困難になる(この点については、INVOICEを取引単位とする諸外国の付加価値税についても同様)。

実際のビジネスにおいて個々の契約として管理していないものを会計上の理論によって無理やり細分化したとしても、恣意性が増すだけであり財務諸表の有用性の向上にはつながらないと考える。

新しい収益認識基準の実効性を決定するのは、収益認識の単位をどのように整理するかにかかっており、いたずらに収益認識単位を細分化するような会計処理は望ましくない。

また、現在、別途検討されている引当金の議論においても、収益に関連する項目を引当金の対象として議論を進めるべきである。

以上